

◎新潟県告示第1110号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年10月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 区域の名称

達者(2)急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線、標柱10号と11号を昭和37年建設省告示第200号で指定した達者川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱11号から18号までを順次結んだ線及び標柱18号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

佐渡市

達者

485-1	1号
1645-1	2号
1644-1	3号
615-1	4号及び5号
615-2	6号
1646-1	7号及び8号
1646-1 地先道路敷	9号
404-3	10号
454-11	11号
454-8	12号
454-24	13号
456-5 地先道路敷	14号
457-1 地先道路敷	15号
458-1 地先道路敷	16号
460-5	17号
460-1	18号